

令和２年度 請負事業体等における休業４日以上の災害発生状況と対策（要約版）

NO. 1

番号	署等	発生日時	事業	従事作業	災害の概要	防止対策
1	木曽署	R2. 9. 27	造林	森林環境保全整備事業（枝払い）	伐倒木の枝払い作業中に、チェーンソーの先端が別の枝に接触し跳ね、咄嗟に押さえつけたところ、チェーンソーの先端が被災者の左足甲に当たり受災した。	チェーンソーによるキックバックの危険防止 ・ガイドバーの先端を使って鋸断しないようにすること。 ・枝払い作業中は、親指と４本の指で包むようにハンドルを握ること。 ・ソーチェーンに接触する物がないことをあらかじめ確認すること。
2	岐阜署	R2. 9. 28	造林	森林環境保全整備事業（荷掛）	ハーベスタについたウインチでの集材作業で、作業道下５mで荷掛作業を行っていた被災者に、同僚がウインチに巻いてあるフック付きの繊維ロープを渡すため投げたところ、被災者の正面に飛んでしまい、逃げ遅れた被災者の右足首にフックが当たり受災した。	危険予知活動 ・危険予知ミーティング、指差し呼称を行う等の自主的労働災害防止の実施。
3	東信署	R2. 10. 20	造林	森林環境保全整備事業（伐倒）	ハーベスタによる造材作業の支障となるカラマツ立木（胸高直径 22 センチメートル、樹高 20 メートル）を処理するため、ハーベスタを降りてチェーンソーで伐倒し、森林作業道上に倒れ込んだカラマツ伐倒木付近を移動していた際、カラマツの枝（直径 5 センチメートル、長さ 2.5 メートル）が何らかの原因で飛来し、背中を強打し受災した。	危険予知活動 ・事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かせること。 ・事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ作業に係る場所や伐倒する立木等について調査し、調査結果により知り得たところに適応する作業計画を定めて作業を行うこと。チェーンソーによる伐木等作業においても同様に作業計画を定めて作業を行うこと。